

○防衛省告示第七十三号

公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）第十三条の規定に基づき、公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第七条第二項の事務所の場所を次のとおり告示し、平成十九年八月二十九日防衛省告示第百六十一号は廃止する。

平成二十三年四月一日

防衛大臣 北澤 俊美

一 東京都新宿区市谷本村町五―一 防衛省大臣官房文書課公文書監理室（防衛省市ヶ谷庁舎庁舎E二棟一階）内

二 北海道札幌市中央区大通西十二丁目 北海道防衛局総務部総務課（札幌第三合同庁舎）内

三 北海道帯広市西六条南七丁目三 帯広防衛支局総務課（帯広地方合同庁舎）内

四 宮城県仙台市宮城野区五輪一丁目三―十五 東北防衛局総務部総務課（仙台第三合同庁舎）内

五 埼玉県さいたま市中央区新都心二―一 北関東防衛局総務部総務課（さいたま新都心合同庁舎二号館）内

六 神奈川県横浜市中区北仲通五丁目五十七 南関東防衛局総務部総務課（横浜第二合同庁舎）内

七 大阪府大阪市中心区大手前四丁目一―六十七 近畿中部防衛局総務部総務課（大阪合同庁舎第二号館）内

八 愛知県名古屋市中区三の丸二丁目二―一 東海防衛支局総務課（名古屋合同庁舎第一号館）内

- 九 広島県広島市中区上八丁堀六一三十 中国四国防衛局総務部総務課（広島合同庁舎第四号館）内
- 十 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十一七 九州防衛局総務部総務課（福岡第二合同庁舎）内
- 十一 熊本県熊本市東区一丁目一十一 熊本防衛支局総務課内
- 十二 長崎県長崎市出島町二二十五 長崎防衛支局総務課内
- 十三 沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納二九〇番地九 沖縄防衛局総務部報道室内